

同族会社以外の特定法人が発行した社債の利子等への課税の適正化

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

平成25年度改正にて、個人が同族会社から支払を受ける社債利子について、源泉分離課税(20.315%)から総合課税(最高55.945%)に取扱いが変更された。

令和3年度改正にて、同族会社との間に法人を介在させる場合に支払を受ける社債利子について、総合課税(最高55.945%)に取扱いが変更された。

今年度改正にて、①同族会社から第三者(特定法人)を経由して社債利子を支払うケース(第三者法人介在型)や、②複数の同族会社の株主がそれぞれ相手方の同族会社(特定法人)から互いに社債の利子の支払を受けるケース(たすき掛け型)について、総合課税(最高55.945%)の対象とされる。

2.内容

同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人(特定法人)が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合(※)における当該利子が、総合課税(最高55.945%)の対象とされる(社債の償還金についても同様)。

(※)特定法人が発行した社債に係る債務についての同族会社による保証の契約その他の契約の内容その他の状況からみて、同族会社の役員等が特定法人が発行した社債に係る債務の不履行により実質的に損失を受けないと認められる場合をいう。

3.適用時期

2026(令和8)年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子及び償還金について適用される。

<改正のポイント>

4.影響

第三者法人介在型やたすき掛け型により、源泉分離課税(20.315%)として社債利子を受け取っていた個人についても、改正後は総合課税(最高55.945%)とされるため、増税となる可能性がある。

1. 改正の趣旨・背景

オーナー等個人が会社へ資金を貸付けた場合に受取る利子が総合課税(最高55.945%)であったのに対し、少人数私募債など社債として会社へ資金を貸付けた場合に受取る利子が源泉分離課税(20.315%)であったことから、平成25年度税制改正により、同族会社の株主であるオーナー等が同族会社から支払を受ける社債利子について総合課税(最高55.945%)とされた。

その際に対象とされたのは社債利子の支払を行う同族会社の直接の個人株主等に限られていたため、令和3年度税制改正により、同族会社と個人株主との間に法人を介在させるような場合においても、その支払を受ける社債利子について総合課税(最高55.945%)とされた。

しかし近年、総合課税(最高55.945%)を回避するため、①同族会社から第三者(特定法人)を経由して社債利子を支払うケース(第三者法人介在型)や、②複数の同族会社の株主がそれぞれ相手方の同族会社(特定法人)から互いに社債の利子の支払を受けるケース(たすき掛け型)が把握されている。これらのケースは、実態としては同族会社から支払を受ける利子と変わらないにもかかわらず、通常行われない取引関係の構築により総合課税(最高55.945%)の適用を免れている。

そこで、上記①②のようなケースにおいて特定法人から個人株主等に支払われる社債の利子について、総合課税(最高55.945%)の対象とする措置が講じられる。

2. 改正の内容

(1) 総合課税(最高55.945%)への適正化

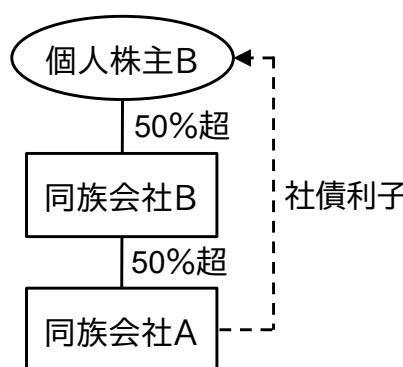
同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人(特定法人)が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合(※)における当該利子が、総合課税(最高55.945%)の対象とされる。

また、その同族会社の役員等が支払を受ける当該特定法人が発行した社債の償還金についても、総合課税(最高55.945%)の対象とされる。

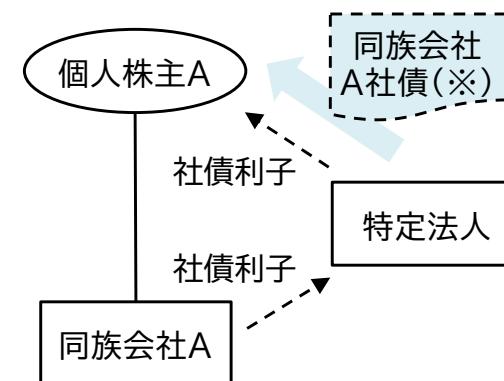
(※)特定法人が発行した社債に係る債務についての同族会社による保証の契約その他の契約の内容その他の状況からみて、同族会社の役員等が特定法人が発行した社債に係る債務の不履行により実質的に損失を受けないと認められる場合をいう

<想定されるケース>

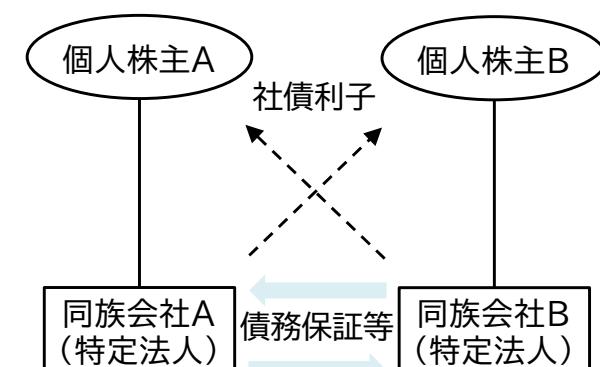
パターン①: 同族会社間接保有型



パターン②: 第三者法人介在型



パターン③: たすき掛け型



(※)特定法人社債のデフォルト時にA社債が移転する等の契約

	パターン① (令和3年度改正)	パターン② (今年度改正)	パターン③ (今年度改正)
改正前	利子所得【総合課税】 15.105%～55.945%		利子所得【源泉分離課税】 20.315%
改正後			

(※)パターン①は令和3年度改正で総合課税に変更。パターン②・③は今年度改正で総合課税に変更。

2. 改正の内容

(2) 公社債に関する課税関係一覧

	内容	所得区分	課税方式	
①	特定公社債等	利子	利子所得	申告分離課税(20.315%) ※1
		売却益	譲渡所得	申告分離課税(20.315%) ※2
		償還差益		
②	一般公社債等 (③以外のもの)	利子	利子所得	源泉分離課税(20.315%)
		売却益	譲渡所得	申告分離課税(20.315%)
		償還差益		
③	一般公社債等 (同族会社が発行する など一定のもの)	利子	利子所得	総合課税(最高55.945%)
		売却益	譲渡所得	申告分離課税(20.315%)
		償還差益	雑所得	総合課税(最高55.945%)

総合課税の
対象となる
範囲の改正

※1 源泉徴収が行われるものに限り申告不要。

※2 譲渡により生じた損失の額のうち、その年に損益通算をしても控除しきれない金額は翌年以後3年間繰越可能。

3. 適用時期

2026(令和8)年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子及び償還金について適用される。

4. 今後の注目点

以下については、今後の法案の内容を確認する必要がある。

- ・ 総合課税の対象となる「同族会社の役員等」や「特定法人」の定義
- ・ 「実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合」の判定方法や対象範囲